

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成24年11月21日（水）

杉 並 区 議 会

## 目 次

### 議員提出議案について

議員提出議案第9号	杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例	3
-----------	---	---

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成24年11月21日(水)		午前9時27分～午前9時34分	
場 所	第2委員会室			
出席理事 (6名)	理事 富本 卓	理事 大熊 昌巳	理事 渡辺 富士雄	理事 小川 宗次郎
	理事 原田 あきら	理事 小松 久子		
欠席理事				
理事以外の 出席議員	議長 井口 かづ子	副議長 島田 敏光		
出席理事者				
事務局職員	事務局 長 与 島 正 彦	事務局次長 事務取扱区議 会事務局参事	和久井 義 久	
	議事係 長 野 澤 雅 己	庶務係 長 高 橋 正 美	庶務係 主査 横 山 淳 二	庶務係 主査 井 口 隆 央
	調査係 長 小 塩 尚 広	庶務係 主査 杉 原 正 朗	調査係 長 上 野 和 貴	
	調査係 長 担 当 書 記			



(午前 9時27分 開会)

**富本理事** これより議会運営委員会理事会を開会する。

《議員提出議案について》

議員提出議案第9号 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例

**富本理事** 本日は、期末手当の議員提出議案についてである。前回の理事会等々で、本則  
で提出する旨で結果的に合意をした。

この点、改めてよろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**富本理事** その後、前例に倣い提案者の調整も行って、準備が整ったので、本日の議題と  
する。

それでは、私から説明をする。

議員提出議案第9号 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例

議員提出議案第9号は、杉並区議会自由民主党12名、杉並区議会公明党8名、民主・  
社民クラブ7名、日本共産党杉並区議団6名、無所属区民派2名、杉並同志会2名、自  
民と区政クラブ2名の、合計39名により提出するものである。

本議案は、これまで附則により改正していた期末手当の支給月数を本則により改正す  
るものであり、議員の期末手当を合計で0.52カ月分引き下げ、年間の支給月数を3.95カ  
月から3.43カ月とする。

もとより、特別職や一般職職員の給与は生活給としての性格を有し、地域手当や退職  
手当等が支給されている一方、区議会議員は地域手当や退職手当が支給されていない。  
このように特別職等の給与と議員の報酬は性格が異なるものであり、単純に比較するこ  
とはできないものである。

しかし、住民の代表である私たち区議会議員は、現下の経済動向や社会情勢及び区の  
財政状況を総合的に勘案するとともに、杉並区特別職報酬等審議会の答申を尊重し、自  
ら期末手当を引き下げることをもって、見える形で決意をここに表明し、議員としての  
良識を示すことで区民の声にこたえるものである。

改正の内容は、第8条2項中「100分の30、」を「100分の25、」に、「100分の180」  
を「100分の155」に、「100分の185」を「100分の163」に改める。

また、附則第3項を削る。

これにより、改正後の議員の期末手当の支給額は、特別職と同一となる。

施行期日は公布の日からとする。

という内容で説明する。ただいまの説明でよろしいか。——結局これは、提案者はどういう感じになったのか。お一人の方は入ってない。ネみも入ってない。

**議会事務局長** 1人会派が3人とネみ5人で、8人が入っていない。

**富本理事** 了解した。ネみは別に質疑等はされる予定は……。

**小松理事** 予定していない。

**富本理事** ほかに何か、この件、よろしいか。——それでは、本会議終了後に改めて議会運営委員会を開会し、その場で提案説明をするという形になる。

本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。——よろしければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前 9時34分 閉会)